

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

### 事業名 精神医療審査会報告書作成事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111(内3313)

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 8,218千円 (前年度予算額： 8,426千円)

#### <財源内訳>

| 区分  | 事業費   | 財 源 内 訳 |         |           |       |       |       |     |         |
|-----|-------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-----|---------|
|     |       | 国 庫 支出金 | 分担金 負担金 | 使 用 料 手数料 | 財 産 入 | 寄 附 金 | そ の 他 | 県 債 | 一 般 財 源 |
| 前年度 | 8,426 | 0       | 0       | 0         | 0     | 0     | 0     | 0   | 8,426   |
| 要求額 | 8,218 | 0       | 0       | 0         | 0     | 0     | 0     | 0   | 8,218   |
| 決定額 |       |         |         |           |       |       |       |     |         |

#### 2 要求内容

##### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

精神保健福祉法（R6.4.1施行）第38条の3第1項の規定により、都道府県知事は、「措置入院を行ったとき」「医療保護入院を行ったとき」及び「医療保護入院の更新を行ったとき」における届出並びに「措置入院者の定期的な病状等の報告」について、精神医療審査会に通知し、当該入院の必要性について審査を求めなければならない。

##### (2) 事業内容

医療保護入院者及び措置入院者の人権及びその適正な医療の保護のため、該当する患者の病状等について、専門的な審査を行う精神医療審査会への報告書を精神科病院等に定期的に作成・報告してもらい、その費用を支払うもの。

(3) 県負担・補助率の考え方

全額県負担

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

| 事業内容 | 金額    | 事業内容の詳細   |
|------|-------|---|
| 役務費  | 8,218 | 次の届出等の作成に要する費用への支払<br>医療保護入院の届出<br>医療保護の更新届<br>措置入院者の病状等に係る報告 |
| 合計   | 8,218 |   |

決定額の考え方

[Redacted]

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

各精神科病院において、医療保護入院者等に係る届出等の作成を適正に行っていくことにより精神医療審査会の適切な審査実施を図る。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前<br>(R) | R6年度<br>実績 | R7年度<br>目標 | R8年度<br>目標 | 終期目標<br>(R) | 達成率 |
|-----|--------------|------------|------------|------------|-------------|-----|
| ①   |              |            |            |            |             |     |
| ②   |              |            |            |            |             |     |

### ○指標を設定することができない場合の理由

各精神科病院において、入院届や定期病状報告書を作成してもらう事業であり、指標を設定することになじまない。

### （これまでの取組内容と成果）

|                   |  |
|-------------------|--|
| 令和<br>4<br>年<br>度 | 医療保護入院の入院届は17病院、措置入院の定期病状報告は4病院、医療保護入院の定期病状報告は14病院で作成され、件数に応じて審査会報告書作成料を支払った。<br>令和4年度は医療保護入院の入院届は2,409件、措置入院の定期病状報告は7件、医療保護入院の定期病状報告は1,114件作成された。   |
|                   | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %  |
| 令和<br>5<br>年<br>度 | 医療保護入院の入院届は17病院、措置入院の定期病状報告は7病院、医療保護入院の定期病状報告は14病院で作成され、件数に応じて審査会報告書作成料を支払った。<br>令和5年度は医療保護入院の入院届は2,367件、措置入院の定期病状報告は10件、医療保護入院の定期病状報告は1,112件作成された。  |
|                   | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %  |
| 令和<br>6<br>年<br>度 | 医療保護入院の入院届は17病院、措置入院の定期病状報告は4病院、医療保護入院の入院期間更新届は16病院で作成され、件数に応じて審査会報告書作成料を支払った。<br>令和6年度は医療保護入院の入院届は2,363件、措置入院の定期病状報告は6件、医療保護入院の入院期間更新届は1,034件作成された。 |
|                   | 指標① 目標：_____ 実績：_____ 達成率：_____ %  |

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| (評価)<br>2                        | 医療保護入院等の患者の人権擁護の観点において、当該入院等の必要性については適正な審査が求められるところ、精神医療審査会においての審査は極めて重要な役割を果たすものである。各精神科病院等には、その審査に欠くことのできない届出等の各報告書の適切な作成及び報告を求める必要がある。 |
| ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) |   |
| (評価)<br>2                        | 各精神科病院において作成される入院届、入院期間更新届及び定期病状報告書は適正に作成されている。   |
| ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)     |   |
| (評価)<br>1                        | 各病院から提出される入院届、入院期間更新届及び定期病状報告書はしっかりと作成していることから適正な審査が行われてきている。   |

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

改正法に伴い、各病院が作成することとなる届出等の書類等は増大するが、当該増大にあっても適正な作成及び提出を維持することが求められる。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

今後も患者の入院必要性審査を適正に審査するためには、適正に作成されている届出等の書類の作成は不可欠であるため継続すべき事業である。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                            |       |
|----------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント<br>又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由<br>や期待する効果 など |       |